

議案第125号

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例

山陽小野田市公民館条例（平成17年山陽小野田市条例第183号）の一部
を次のように改正する。

別表中

「

和室	240円
団体企画室	80円

」

を

「

和室	240円
----	------

」

に、

「

和室	270円	160円
団体企画室	160円	100円

」

を

「

和室	270円	160円
----	------	------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

山陽小野田市公民館条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
種類	区分	使用料（1時間当たり）		種類	区分	使用料（1時間当たり）	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
赤崎公民館	区分	使用料（1時間当たり）		赤崎公民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	和室	240円			和室	240円	
	(略)	(略)			団体企画室	80円	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	区分	使用料（1時間当たり）			区分	使用料（1時間当たり）	
	(略)	冷房	暖房		(略)	冷房	暖房
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	和室	270円	160円		和室	270円	160円
	(略)	(略)			団体企画室	160円	100円
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	